

令和5年度版

沼津市第三者所有モデルによる住宅用再生可能エネルギー  
普及促進事業費補助金  
交付の手引き

沼津市環境政策課 ゼロカーボン推進室

問い合わせ先

受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝日を除く)

〒410-8601 沼津市御幸町 16-1

TEL : 055-934-4741 / FAX : 055-934-3045

Mail : kankyo@city.numazu.lg.jp

## 1. 補助の目的

沼津市は、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出量削減に向け、市内の住宅に第三者所有モデルによる太陽光発電システムの導入を促進し、再生可能エネルギーを市域に普及させることを目的として、本補助事業を実施します。

## 2. 用語の定義

PPA 契約

太陽光発電システムを所有する事業者が自己の負担により住宅に太陽光発電システムを設置し、維持管理を行い、当該太陽光発電システムにより発電した電力を当該住宅へ供給する契約

利用者

PPA 契約を締結した住宅所有者等

導入支援金

事業者が利用者（住宅の所有者等）に対し給付する現金

## 3. 補助対象者

市が補助金を交付する対象は、事業者です。

※本補助金は利用者へ直接交付するものではありません。

※事業者は、利用者に対し補助金額と同額かそれ以上の額の導入支援金を給付する義務があるため、利用者は、本制度により市から間接的に補助を受けることができます。

## 4. 補助額

一律3万円

※補助金の交付は、PPA 契約1件につき1回までです。

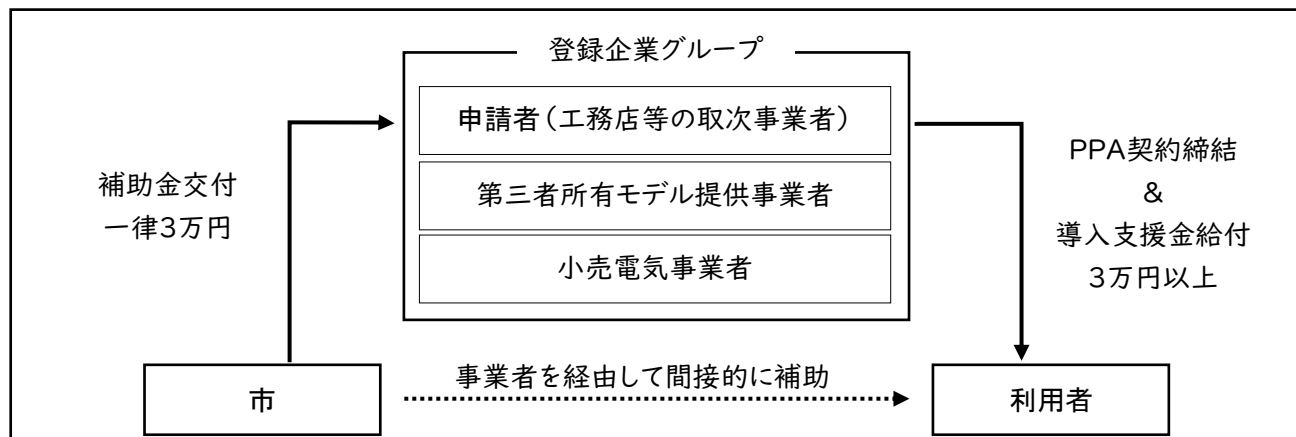
## 5. 事業者の要件

補助金の交付を受けようとする事業者は、あらかじめ「沼津市第三者所有モデルによる住宅用再生可能エネルギー普及促進事業費補助金登録企業グループ名簿」又は「富士市市民再生可能エネルギー普及推進事業費補助金登録企業グループ一覧」に登録する必要があります。

※企業グループの登録を希望する事業者は、市ホームページ又は「沼津市第三者所有モデルによる住宅用再生可能エネルギー普及促進事業費補助金企業グループ登録の手引き」をご確認のうえ、お問い合わせください。

※沼津市又は富士市に登録されている企業グループは、市ホームページ等の名簿にてご覧いただけます。

<補助金及び導入支援金の交付>



## 6. 住宅の要件

「5. 事業者の要件」を満たす事業者と PPA 契約を締結している必要があります。

なお、住宅は既築／新築を問いません。

## 7. 補助金交付の流れ

時 期	事業者	沼 津 市
<申請期間> ・令和5年4月26日～令和6年 3月22日 ・着工の14日前までに申請	①申請書等提出 ⇨	②受付・審査(1、2週間) ※混み具合等により前後します。
	④決定通知書受領 ⇨	③交付決定、決定通知書送付
<実績報告期限> ・太陽光発電システムの設置日 から30日以内又は令和6年 3月29日のいずれか早い日	⑤太陽光発電システム設置 ⑥利用者へ導入支援金を給付	
	⑦実績報告書等提出 ⇨	⑧受付・審査(1、2週間)
	⑩確定通知書受領 ⇨	⑨交付確定、確定通知書送付
<請求書提出期限> 確定通知書受領後速やかに	⑪請求書提出 ⇨	⑫請求書受付
	⑭補助金受領 ⇨	⑬補助金交付

## 8. 補助金交付申請の手続き

### (1) 必要書類

- ① 沼津市第三者所有モデルによる住宅用再生可能エネルギー普及促進事業費補助金交付申請書(第1号様式)
- ② PPA契約書又はサービスの利用書申請したことが確認できる書類の写し
- ③ 利用者が申請者に導入支援金の給付を申請したことが確認できる書類の写し
- ④ PPA契約を締結した住宅の全景及び太陽光発電システムの設置予定箇所の現況写真

### (2) 書類の提出

着工の14日前までに、沼津市役所7階環境政策課へ直接提出してください。

※審査に時間を要しますので、着工日が土・日・祝日の場合や大型連休にかかる申請の際は、余裕をもってお越しください。

※申請が遅いと着工までに決定通知の送付ができませんので、ご注意ください。

受付期間 令和5年4月26日(水)から令和6年3月22日(金)

受付時間 8:30～17:15(土・日・祝日を除く)

※工事を完了して実績報告書等の提出を令和6年3月29日(金)までに行い、速やかに請求書を提出できる場合に限りです。

※3月中に申請を予定している方は、必ず事前にご相談ください。

※予算がなくなり次第終了となりますので、余裕をもって申請してください。

### (3) 交付決定

申請は先着順に受理します。不備等があった場合には受理できませんので、余裕をもって申請してください。審査後、申請者（事業者）へ「交付決定通知書（第2号様式）」を送付します。

## 9. 申請の内容に変更が生じた場合、又は中止する場合の手続き

変更（中止）内容について市の承認を得る必要があるため、速やかに「変更（中止）承認申請書（第3号様式）」を提出してください。

審査後、申請者へ「変更（中止）決定通知書（第4号様式）」を送付します。

## 10. 実績報告の手続き

### (1) 必要書類

- ① 沼津市第三者所有モデルによる住宅用再生可能エネルギー普及促進事業実績報告書（第5号様式）
- ② 導入支援金を利用者が受領したことを確認できる書類
- ③ 住宅に設置した太陽光発電システムの写真  
※可能な限り、申請時点に提出した写真と同じアングルで撮影してください。
- ④ その他市長が必要と認める書類

### (2) 書類の提出

太陽光発電システムの設置が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和6年3月29日（金）のいずれか早い日までに、沼津市役所7階環境政策課へ直接提出してください。

## 11. その他

補助金の交付を受けた方に対し、発電量等の状況調査やアンケート等への回答を依頼することがありますので、ご協力くださいますようお願いいたします。